



れの段 において、いかなる形の被害や腐 も付随しないような 心の注意が支 われる必要性があるのです。

## 1. 物、排 ガス、洗 物 、その他の有害物

人の日常生活と工 地域、そして近代テクノロジー の使用の 果として排出される 物や排 ガスは、それによる 境破 を防ぐため、慎重に 理または排除されなければなりません。また、そうした有害な影 から、 境の美しさや活力だけではなく人 も同 に保 し、その他の境的特性の保 も 保することが重要です。 物の蓄 は、私たちによる浪 が主な原因です。イスラ ムによる浪 の禁止は、それらをゴミとして 分するのではなく、可能な限り 源と物の再生 再利用をすることを要求しています。

言者は、人が水源、公道、日 、または生き物の に排泄することを禁じています。

この禁止の根底にある とは、重要な 源と一般的な生息 境における 染の予防であるとなすことができます。 物、排 ガス、そして同 の 染物 は、それらの源泉において最善の方法で 理され、 の には同 模、またはより大きな被害や 影 の出ないように つけなければなりません。これに する法学上の原 として、このようなものがあります：“同 の被害、またはより大きな被害をもたらすような方法で被害が排除されてはならない。”

このことは、家庭や工 、 、またはその他の公的 私的な敷地内で使用される洗 、およびその他の有害物 に しても同 に 用されます。それらによる有害な影 が 生ずるよりも前に、あらゆる方法を使 して回避 予防をすること、そしてもしもそれが起きてしまった 合 には、人と自然 社会 境からそれを 除することが 的に必要なのです。 にそれらの物 からもたらされる被害が、その利益よりも重大であると 明されたのであれば、それらは禁 じられるべきです。その 合、私たちは 果的かつ 害、もしくは最低でもより害の少ない代替策を取らなければなりません。

## 2. 防除

この原 には、虫 、除草 を含むすべての防除 が含まれます。こうした物 の使用は、在 および将来の人 や 境に する有害な影 をもたらすべきではありません。したがって、人や

生系に影を及ぼすことにつながるものは、それが何であっても制禁止されなければならず、もしもその制によって特定の人や体の利益に影が及ぼされるのであって当然です。これは“人の被害は大の被害を回避するためにめられる”という原則に従っています。被害の回避のためには、そうすることによってその被害と同、またはより大きな被害をもたらさないことを前提に、あらゆる合法的方法が取られるべきです。これにする法学的定は、“二つの害の内、より害の少ない方をべ。”というものです。もし防除の使用が避けられないような状況のときは、“した必要性のあるものは、禁じられたものの使用を合法とさせる”のですが、“あらゆる必要性は、それに合ったによって判断される”のであり、“その免除される原因となる必要性がなくなった場合、その合法性もなくなる”のです。

ペストコントロールにおいては、これらのイスラミ的原則に沿って、最善かつ被害を最小に抑える方法が求められます。予防策、生物学的コントロール、害の忌避、生物分解性物、狭域虫などが、より破的な肢よりも先されるべきです。さらに、それらは人の生命、作、家畜を守るために、最大の率と有性を考し、神の造物にする最小限の影を念に置いて、慎重に算して用されるべきです。

### 3. 放射性物

上の原則は放射性物にも当てはまりますが、放射性物は極めて有害であるだけでなく、途方もない期に渡って残存します。私たちは人と生系にして有害なその影を阻止すべきです。すべての放射性物を首尾よく理することも急事です。それが不注意や能不全によるもの、あるいは核による影であれ、核施からの放射性物漏を防ぐには、特な予防措置が必要とされなければなりません。

### 4. 音

工、マスメディア、交通などには音が伴うため、その回避または最小化をするあらゆる方法が模索される必要があります。音は人と境の生物にして影をもたらすため、その少と予防の必要性はイスラミ法の命令によってあらゆる方法が考され、その被害が

最大限に抑えられるべきです。

## 5. 酩酊物、麻

酩酊物、麻は人にして肉体的精神的な影を及ぼし、その果、家族、  
、  
、  
、  
名誉、  
さな  
の失に被害がおよびます。酩酊物と麻が肉体的、社会的、そして精神的にかなりの影  
を及ぼすということは、疑いの余地なく明されています。それゆえ、あらゆる  
の酩酊  
物と精神作用をもたらす麻はイスラムにおいて禁じられています。それらの造、  
、  
あるいはそれらにわるあらゆることや、その造に接的に携わることさえも禁じられます  
。このことから、すべての腐、  
、  
危害、  
、  
染から14世にも渡って人の生命と社会的物理  
的境を保してきたイスラム法の普遍性が取ることが出来ます。

## 6. 自然害

人と境にする自然害である洪水、地震、火山火、暴雨、大火事、砂漠化、害虫被害、  
疫病などにしては、その影を最小限に食い止めるためのありとあらゆる事前策が取ら  
れていなければなりません。また、ときに自然害は人の行が原因のひとつとなってい  
ることも、知しなければなりません。多くの合、害生の果もたらされる人命や失の被  
害は、不切な居住区、建物、土地の使用によって化しています。したがって、それら  
の影は自然害への理解を元にした先的な画によって大幅にすることが出来ます。不切  
な土地の使用やそこでの活は、人の生命と健康に危害を及ぼす可能性のある地域、ま  
たは自然害の起きやすい地域においてめられるべきではありません。

人の生命、  
、  
利益の保は必要かつ重要なことであり、“重要なを果たすために必要と  
されるものは、それ自体がとなる”のです。イスラム法は“被害は排除されるべき”  
であるという立をき、“被害の排除は可能な内において行われるべき”であるとしま  
す。しかし原に基いて、取られるべき保措置はそれ自体によって他の影をもたらして  
はならず、“同の被害をもたらすような方法で被害が排除されてはならない”のです  
。

## Footnotes:

1

このようなイスラ ムの法的 は、アッ=スユ ティ やイブン ヌジャイムによる「アル=アシュバ フ ワン=ナザ イル ジャ ラ ト アル=アフカ ム アル=アドウリ ヤ」などに 受けられます。

2

アブ ダウド の 承。

この 事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/jp/articles/312>

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。